

第5回糸満市総合教育会議

平成29年8月24日（木）17時

5-d会議室

次 第

- 1 開 会
- 2 協議事項 ●糸満市幼稚園・保育所の認定こども園移行等に関する方針」の一部変更と今後の課題について（福祉部）
- 3 報告事項 ●児童心理治療施設について（教育委員会）
●いじめ問題について（教育委員会）※非公開
- 4 そ の 他 ●地域の幼児教育の拠点となる「幼児教育センター」の設置の必要性について（児童家庭課）
- 5 閉 会

【配布資料】

- 《資料1》 糸満市立幼稚園・保育所の認定こども園移行等に関する方針（案）
- 《資料2》 糸満市立幼稚園・保育所の認定こども園移行等に関する方針の一部変更について
- 《資料3》 座波、潮平地区の地域説明会 Q&A
- 《資料4》 認定こども園移行に向けた現状と課題
- 《資料5》 糸満市幼保連携型認定こども園の公募について

糸満市総合教育会議 構成員名簿

氏 名	職 名	備 考
うえ はら あきら 上 原 昭	市 長	
あだにや こうゆう 安谷屋 幸勇	教 育 長	
く ぼ た さとる 久 保 田 暁	教 育 委 員	
よし かわ とも あき 吉 川 朝 昭	教 育 委 員	
かみむら いつこ 神 村 逸 子	教 育 委 員	
たま しろ り え 玉 城 利 恵	教 育 委 員	

糸満市立幼稚園・保育所の認定こども園移行等に関する方針（案）

1. 糸満市の現状と課題及び計画における基本的な考え方

糸満市においては、3歳児からの幼児教育の提供、保育所等利用待機児童の解消、貧困対策、老朽化した公立施設の整備、保育教諭等の人材確保、小学校への円滑な就学、小規模保育事業所卒園児の連携先確保等の長年の課題を解消するため、平成25年に糸満市子ども・子育て会議を設置し、その抜本的対策としての糸満市子ども子育て支援事業計画を策定しました。

国においては、小学校就学前の教育や保育のガイドラインであった保育・教育要領等^{*1}を大綱化し、拘束力、制約力の強い告示に改定しました。この告示化により、これまで公立幼稚園・保育所が担って来た環境を通して行う教育及び保育が一般化されたこととなります。

本市では、良質かつ適切な教育及び保育を提供しつつ、このような諸課題を抜本的に解消するために、市立幼稚園と保育所を整理統合し、より基準の高い『幼保連携型認定こども園』へ移行することを計画していますが、すべての課題を公立施設のみで解消することは困難な状況です。

そこで、市は、直営を6施設に集約し、幼保連携型認定こども園の標準モデルとして教育・保育計画を示し、私立を含めた保育・教育要領等の研修を行うとともに、地域内の小学校と教育・保育施設による保幼小連携事業を実施し、就学前教育・保育環境の充実を図ります。

一方で、大綱化された幼保連携型教育・保育要領を創意工夫し、特色ある保育を提供し利用者の選択に添えていくことも重要であることから、施設、設備の整備及び保育教諭等の人材確保を含め迅速な対応が可能な民間活力を活用し、教育・保育の場を拡大することにより、平成30年度までにこれらの諸課題を解決できるよう努めてまいります。

^{*1}保育・教育要領等 幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領

2. 認定こども園とは

(1) 幼稚園と保育所の機能をあわせ持ち、地域の子育て支援を行う施設です。

① 現在の幼稚園のような利用が可能・・・5歳児だけではなく3歳児から利用が可能
4時間程度の「教育」を受けられます。（市立は8：30～14：00の間）

② 現在の保育所のような利用が可能・・・共働き等で保育を要する子が対象

11時間の開園時間中（市立は7：30～18：30）、保育の必要量に応じて保育を受けられるとともに、3歳以上の子については①の子と一緒に4時間程度の教育を受けられます。

③ 認定こども園に通っていない子と保護者も利用が可能

認定こども園に通っていない子が保護者と一緒に、集団保育や給食を体験することが

できます。また、子育てに関する相談もできます。

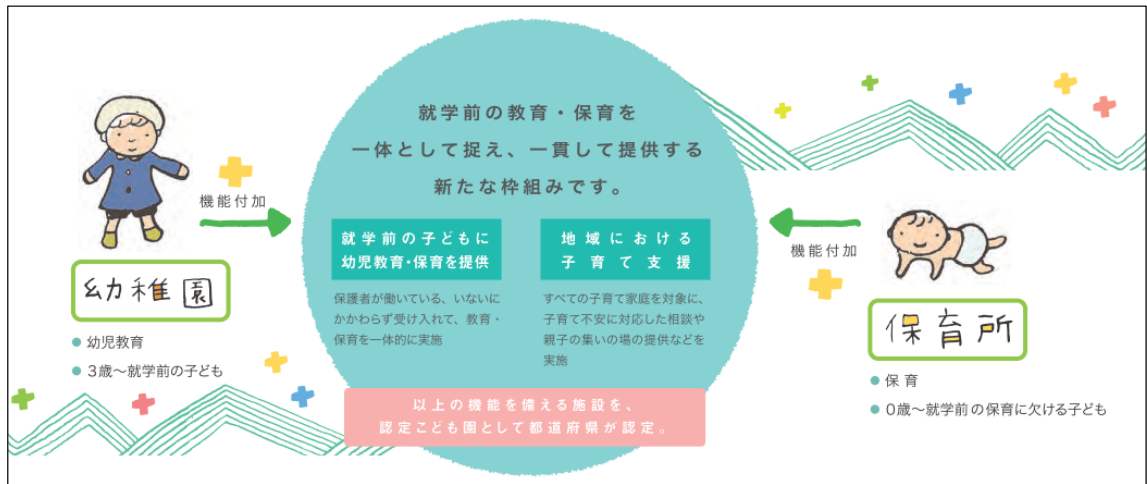
(2) 保護者の就労状況に変更が生じた場合でも、継続して利用できます。

(原則として、待機児童がない場合)

(3) 保育認定子どもの延長保育・土曜保育を実施します。

(4) 4月1日から受け入れ、保育認定子どもについては夏休み等の保育も行います。

(5) 給食等を実施します。



※文部科学省・厚生労働省 幼保連携推進室が作成した資料より一部抜粋

3 認定こども園の管理・運営方法

(1) 民設民営型認定こども園

社会福祉法人等が施設を建設し管理・運営を行う認定こども園

(2) 公設民営型（施設貸与・譲渡方式）認定こども園

社会福祉法人等と市の間で協定を締結し、当該法人が市の施設を借用等し管理・運営を行う認定こども園

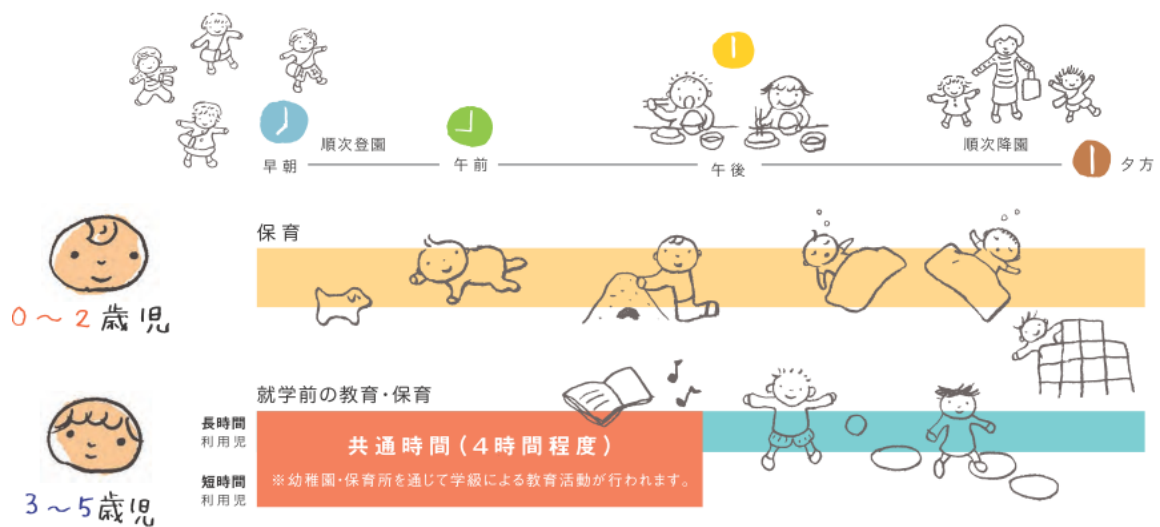
(3) 公設公営型認定こども園

これまでの幼稚園同様、市が直接、管理・運営を行う認定こども園

※(1)(2)について、市は新たに認定こども園の運営を行う事業者を公募し、選定します。

※(2)の協定では、市と法人の間で教育・保育・子育て支援の内容等について定めます。

4 認定こども園の1日



5 保育料

幼稚園・保育所と同じように、世帯の課税状況等に応じ、保育料が設定されます。

1号認定	幼稚園保育料と同額
2号認定	保育所保育料と同額
3号認定	保育所保育料と同額

6 市立幼稚園・市立認定こども園・保育所の比較

	市立幼稚園	市立認定こども園	市立保育所 認可保育園
受け入れる子ども	4歳～5歳 (1号認定) ※園によって異なる	0歳～5歳 (1号・2号・3号認定) ※園によって異なる	0歳～5歳 (2号・3号認定) ※一部園で0～4歳児
入園(所)開始	4月9日	4月1日	4月1日
土曜保育	1号認定：なし ※一部園で一時保育あり	1号認定：なし 2号認定：あり 3号認定：あり	2号認定：あり 3号認定：あり
夏休み等保育	1号認定：なし ※一部園で預かり保育あり	1号認定：なし 2号認定：あり 3号認定：あり	2号認定：あり 3号認定：あり
開園(所)時間	預かり実施園以外 8：15～14：00 預かり実施園 8：15～18：30	7：30～18：30	市立保育所 7：30～18：30 民間保育所 概ね7：00～18：00 ※園によって異なる
利用時間	1号認定：8：15～14：00 ※一部預かり保育18：30	1号認定：8：30～14：00の間 2号認定：7：30～18：30の間 3号認定：7：30～18：30の間	市立保育所 7：30～18：30の間 民間保育所 概ね7：00～18：00の間 ※園によって異なる
延長保育	1号認定：なし	1号認定：なし 2号認定：あり 3号認定：あり	2号認定：あり 3号認定：あり
給食	週3回 給食又はケータリング ※園によって異なる	毎日 給食又はケータリング ※園によって異なる	毎日 全園給食
月々の保育料	課税状況等に応じ段階的に設定 1号認定：0～13,000円 ※預かり保育料 8月以外：5,000円/月 8月：10,000円	課税状況等に応じ段階的に設定 1号認定：0～13,000円 2号認定：0～35,600円 3号認定：0～78,000円	課税状況等に応じ段階的に設定 2号認定：0～35,600円 3号認定：0～78,000円

<参考>

認定区分	お子さんの年齢	保育の必要性要件	利用できる施設
1号認定	満3歳以上(3・4・5歳)	なし	幼稚園 認定こども園
2号認定	満3歳以上(3・4・5歳)	あり (保護者の就労等)	保育所 認定こども園
3号認定	満3歳未満(0・1・2歳)	あり (保護者の就労等)	保育所 認定こども園 地域型保育事業

7. 今後の計画

●平成28年度に認定こども園へ移行した市立幼稚園・保育所

真壁幼稚園・真壁保育所 ⇒ 真壁こども園
喜屋武幼稚園・喜屋武保育所 ⇒ 喜屋武こども園

●平成29年度に認定こども園へ移行予定の市立幼稚園・保育所

なし

●平成29年度閉園予定の市立幼稚園・保育所

高嶺幼稚園（民間活力による施設の有効活用）



●平成30年度に認定こども園へ移行予定の市立幼稚園・保育所

市立認定こども園 0～5歳児：1園） 兼城幼稚園・座波保育所
3～5歳児：3園） 糸満南幼稚園、西崎幼稚園、潮平幼稚園

民間認定こども園 0～5歳児：1園） 糸満幼稚園・糸満保育所
3～5歳児：1園） 光洋幼稚園

●平成31年度に認定こども園へ移行予定の市立幼稚園・保育所

民間認定こども園 0～5歳児：1園） 米須幼稚園・米須保育所

※管理・運営については6園を市立の認定こども園とし、3園を民間の認定こども園、1園を閉園としています

※民間公募の不調などによっては、認定こども園移行計画に変更が生じる可能性があります。

糸満市立幼稚園・保育所の認定こども園移行等に関する方針の一部変更について

1 新旧対照表（5ページ ポツ点4つ目）

変更前	<p>●平成30年度に認定こども園へ移行予定の市立幼稚園・保育所</p> <p>市立認定こども園 0～5歳児：1園） 兼城幼稚園・座波保育所 3～5歳児：3園） 糸満南幼稚園、西崎幼稚園、潮平幼稚園</p>
変更後	<p>●平成30年度に認定こども園へ移行予定の市立幼稚園・保育所</p> <p>市立認定こども園 0～5歳児：1園） 兼城幼稚園・座波保育所 <u>（※平成30年度については、4歳未満児と4歳以上児で園舎分離で運営）</u> 3～5歳児：3園） 糸満南幼稚園 西崎幼稚園 <u>潮平幼稚園（※平成30年度については、4歳児と5歳児）</u></p>

2 変更理由

(1) 兼城こども園の園舎分離運営について

兼城幼稚園及び座波保育所は、平成30年4月に市立認定こども園に移行する予定であるが、2つの施設を統合する形で、座波保育所に5歳児保育室と遊戯室を増築する必要がある。

しかし、本年度中の施設整備補助の採択が困難となったことから、平成30年度は兼城幼稚園と座波保育所の現施設を使用した分離型の認定こども園として開園する予定である。

本市では、平成29年度中に施設整備補助の再協議を行い、平成31年の一体的運用に向けて、平成29年度秋頃に実施設計を行い、平成30年度中の竣工を目指す。

◎今後の整備スケジュール

	H29.10～	H30				H31	
設計業	設計					開園 (4月予定)	
国庫手続	長期計画	同意	申請	決定			
工事等				工事			
事務作業					引越		

(2) 潮平こども園の3歳児定員設定の延期

潮平幼稚園は、市立認定こども園に移行する際、3歳児からの複数年保育を実施するために、3歳児1クラス、4歳児1クラス、5歳児1クラスのそれぞれの定員を設けることが望まれる。

しかし、兼城ハイツ北側に開園予定である民間の幼保連携型認定こども園（1か所）の整備が遅れており、その影響で5歳児の受け皿が不足することから、平成30年度に限り、4歳児1クラス、5歳児2クラスの定員設定として開園する予定である。3歳児については、近隣の施設において受け入れを調整する。

平成31年度には、民間の幼保連携型認定こども園の整備されるので、初期の計画通りに3歳児から5歳児まで各1クラスの運営を予定している。

◎各年度の定員予定の比較

平成30年度

	3歳	4歳	5歳	計
1号	—	13	30	43
2号	—	12	30	42
3号	—	—	—	—
計	—	25	60	85

平成31年度

	3歳	4歳	5歳	計
1号	10	13	15	38
2号	10	12	15	37
3号	—	—	—	—
計	20	25	30	75

兼城地区 認定こども園へ移行に関する地域説明会 Q&A

日時：平成29年7月28日（金）19：00～

場所：糸満市立座波保育所

1. 施設整備に関する質疑																																									
Q1 座波保育所の増築規模や工事期間はどのくらい予定していますか。	A1 座波保育所に0歳児から5歳児を受け入れ対象にした1か所での認定こども園設立を計画しておりますが、既存の座波保育所は、5歳児の保育室と遊戯室が無いため、増改築工事を行う必要があります。平成31年4月に1か所での開園に向けて、平成29年度秋頃に実施設計、平成30年度に竣工を予定しております。																																								
2. 給食提供に関する質疑																																									
Q1 兼城幼稚園には、調理室がありませんが、認定こども園移行後、食事の提供はどうなりますか。	A1 兼城幼稚園においては、調理室が無いことから、ケータリング業者による外部搬入を予定しております。																																								
Q2 ケータリングの料金は保育料に含まれていますか。	A2 1号認定子どもの保育料には、給食費が含まれていないため、保育料とは別に給食費を納めていただくこととなります。2号認定子どもの保育料には副食費が含まれていますが、主食費は含まれていないため、保育料とは別に主食費を納めていただくこととなります。																																								
3. 利用申込み等に関する質疑																																									
Q1 (仮称)兼城こども園の各年齢の定員は何人ですか。	A1 (仮称)兼城こども園の平成30年度の定員は、次のとおりになる予定です。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>0歳</th> <th>1歳</th> <th>2歳</th> <th>3歳</th> <th>4歳</th> <th>5歳</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1号</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>6</td> <td>10</td> <td>26</td> <td>42</td> </tr> <tr> <td>2号</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>13</td> <td>15</td> <td>26</td> <td>54</td> </tr> <tr> <td>3号</td> <td>3</td> <td>6</td> <td>6</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>3</td> <td>6</td> <td>6</td> <td>19</td> <td>25</td> <td>52</td> <td>111</td> </tr> </tbody> </table>		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計	1号	-	-	-	6	10	26	42	2号	-	-	-	13	15	26	54	3号	3	6	6	-	-	-	15	計	3	6	6	19	25	52	111
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計																																		
1号	-	-	-	6	10	26	42																																		
2号	-	-	-	13	15	26	54																																		
3号	3	6	6	-	-	-	15																																		
計	3	6	6	19	25	52	111																																		
Q2 児童家庭課の窓口において、平成29年7月時点、0歳児の待機児童が約70名、1歳児の待機児童が約50名と聞いています。待機児童が多い状況の中、仕事に復帰したくても復帰できません。 (仮称)兼城こども園において、0歳児3人、1歳児6人の定員設定で、平成31年度までに定員の拡充などの対応を考えていますか。	A2 兼城地区において平成31年度に民間の幼保連携型認定こども園が開園予定であり、それにより保育の受け皿が確保できるものと見込んでいます。																																								

<p>Q3 公立幼稚園は、校区制ですが、認定こども園に移行すると、校区外でも入所が可能でしょうか。</p>	<p>A3 公立幼稚園から移行する認定こども園を利用希望する2号及び3号認定子どもにおいては、保育所同様、校区制ではなく、利用選考基準に基づいた利用調整を受けることになります。一方、1号認定子どもにおいては、校区内の子どもを優先して選考していくこととします。</p>
<p>Q4 現在、子どもが糸満保育所を利用しています。平成30年度、同地区内に民間の認定こども園が創設される予定ですが、在園児が優先して入所が可能でしょうか。また、子どもが兼城小学校に入学を予定しているが、近くに在る民間の認可保育所及び認定こども園、(仮称)兼城こども園に入所が可能でしょうか。</p>	<p>A4 糸満保育所の在園児が、糸満地区内に創設予定の民間認定こども園を利用希望する場合、優先利用が可能となります。しかし、糸満保育所の在園児が、兼城こども園の利用を希望する場合は転園扱いとなり、優先利用の適用は受けず、利用選考基準に基づいた利用調整を受けることになります。</p>
<p>Q5 現在、座波保育所に在園している児童は、(仮称)兼城こども園に継続して入所と考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>A5 座波保育所の在園児として次年度以降も継続を希望される場合は、最優先での(仮称)兼城こども園の入所となります。</p>
<p>Q6 (仮称)兼城こども園の入所希望者が定員を超えた場合はどうなりますか。</p>	<p>A6 定員を超えた場合は選考基準にて入所調整を行います。</p>
<p>Q7 公立施設が認定こども園に移行することで、保育料が改定されますか。</p>	<p>A7 公立施設が認定こども園に移行することで、保育料が改定になることはありません。ただし、全体の利用児童の増加に伴い、保育料軽減に係る市の負担額が増加していることから、市の財政状況により、保育料が改定される場合があります。</p>
<p>4. 保育士に関する質疑</p>	
<p>Q1 全国的に保育士不足と報道がありますが、糸満市では、保育士の確保をどのように取り組んでいるのでしょうか。</p>	<p>A1 公立施設に関して、保育士の不足、正職員と比較して臨時職員の比率が高いといった状況がありますが、現在の公立施設の12施設を6施設に集約し、職員を再配置することにより、保育士不足の解消及び施設ごとの正職員比率の向上が可能になるものと考えています。</p> <p>一方、私立施設においては、給与を改善させるための補助事業や、処遇を改善するための補助事業を活用することによって、保育士の確保が可能と考えております。</p>

<p>Q2 子どもが座波保育所の3歳児で在園しているが、平成30年度の認定こども園移行によって、既存の兼城幼稚園に移動することになりますが、座波保育所に配置している保育士も、兼城幼稚園に移動することになるのでしょうか。</p>	<p>A2 公立施設では、人事異動により、別の認定こども園等に異動になることがありますが、在園児を出来るだけ困惑させないような保育士配置に努めてまいります。</p>
<p>5. 事業計画（待機児童解消等）に関する質疑</p>	
<p>Q1 兼城地区の教育・保育のニーズ調査はいつの時点で行いましたか。</p>	<p>A1 平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」が成立し、教育・保育ニーズ調査に基づき推計されるニーズ量を満たす確保方策を講じることとなりました。これを受け、国の示す調査様式を基本としたニーズ調査を平成25年度に実施しております。現在の兼城地区における人口は、調査時点における予測人口に比べ、ほぼ横ばいで推移しています。また、推計されたニーズ量には、将来働くことを希望される者も含まれています。</p>
<p>Q2 武富地区における区画整理事業によって、若い世代の世帯数が急速に増えておりますが、平成25年に実施したニーズ調査の中に武富地区のニーズも含まれておりますか。</p>	<p>A2 ニーズ調査の中に武富地区のニーズ量も含まれております。今後、追加のニーズ量が生じた場合、各施設において、定員の1割程度多く受け入れることにより、武富地区のニーズ量への対応は可能と考えております。</p>
<p>6. その他に関する質疑</p>	
<p>Q1 公立幼稚園は小学校との交流がありますが、認定こども園は小学校とどのように交流を行っていきますか。</p>	<p>A1 公私立保・幼・認定こども園・小学校の交流を通し、情報の交換を行うなど就学前教育施設間の連携を図り、幼児教育と小学校教育の円滑な接続を推進するために、保・幼・こ・小連携事業を実施しています。</p> <p>小学校との交流の方法については、就学前の子どもたちが、小学校の運動会に参加したり、様々な行事に参加するなど、継続して交流を行っていきます。</p>

※類似している質疑に対しては集約してありますので、ご了承ください。

潮平地区 認定こども園へ移行に関する地域説明会 Q&A

日時：平成29年8月4日（金）19:00～

場所：糸満市立潮平幼稚園

1. 利用申込み等に関する質疑																					
Q1 認定こども園に移行したら、1号認定と2号認定の選考基準はどうなりますか。	A1 公立幼稚園から移行する認定こども園を利用希望する2号及び3号認定子どもにおいては、保育所同様、校区制ではなく、利用選考基準に基づいた利用調整を受けることになります。一方、1号認定子どもにおいては、校区内の子どもを優先して選考していくこととします。																				
Q2（仮称）潮平こども園は、5歳児は2クラス編成とのことですが、定員は何人でしょうか。	A2（仮称）潮平こども園の平成30年度の定員は、次のとおりになる予定です。 <table border="1" style="margin: 10px auto; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>4歳</th> <th>5歳</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1号</td> <td>13</td> <td>30</td> <td>43</td> </tr> <tr> <td>2号</td> <td>12</td> <td>30</td> <td>42</td> </tr> <tr> <td>3号</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>25</td> <td>60</td> <td>85</td> </tr> </tbody> </table>		4歳	5歳	計	1号	13	30	43	2号	12	30	42	3号	-	-	-	計	25	60	85
	4歳	5歳	計																		
1号	13	30	43																		
2号	12	30	42																		
3号	-	-	-																		
計	25	60	85																		
Q3 2号認定の子どもを（仮称）潮平こども園へ転園させたいと考えていますが、申込みを行えば、入所できますか。	A3 2号認定の転園での利用申込みについては、これまで通りの利用選考基準に基づき、保育の優先度が高い方から入所できるよう調整してまいります。																				
Q4 認定こども園の1号認定はどこが行いますか。	A4 市長が行います。																				
Q5 認定こども園では、土曜日の保育や延長保育は実施しますか。	A5 1号認定については、保護者が家庭で保育ができること等を前提としていますので、夏休み等の長期休業日の保育、土曜日の保育、月から金曜日までの延長保育は行いません。 2、3号認定については、標準時間、短時間利用区分に応じて、長期休業日の保育、土曜日の保育、月から土曜日までの延長保育が利用可能です。月64時間以上の短時間パートで勤務している方は、2号認定を受けて入所することにより認定こども園での保育を受けることが可能です。																				
Q6 認定こども園では、延長保育は何時間ですか。	A6 2、3号認定の標準時間認定利用者については、平日のみ18時30分から19時30分までの1時間、延長保育を利用できます。 2、3号認定の短時間認定利用者については、平日が7時30分から利用開始時間までの間、また、利用終了時間から19時30分までの間で、延長保育を利用できます。土曜日が7時30分から利用開始時間までの間、また、利用終了時間から17時までの間で、延長保育を利用できます。																				

<p>Q7 現在、子どもが別の認可保育所に通園しています。 （仮称）潮平こども園に2号認定で入園する場合はどのようになりますか。</p>	<p>A7 転園の申込みが必要となります。新規申請児童と同様に利用選考基準に基づき、利用調整を行います。</p>
<p>Q8 （仮称）潮平こども園の入園申込はどこで行いますか。</p>	<p>A8 入園申込は、糸満市役所児童家庭課の窓口で申請を受け付けます。</p>
<p>Q9 現在、潮平区域内の小規模保育事業を利用していますが、（仮称）潮平こども園に移行することで、3歳児以降の連携施設は変更になりますか。</p>	<p>A9 平成30年度において連携施設の変更は想定しておりません。潮平幼稚園に関しては、認定こども園に移行する際、3歳児からの複数年保育を実施するために、3歳児、4歳児、5歳児の定員を設けることが望まれます。しかし、兼城ハイツの北側に整備中の民間の幼保連携型認定こども園1か所の整備の遅れによって、5歳児の受け皿が不足することから、平成30年度に限り、4歳児、5歳児の定員設定としてスタートすることになります。 ただし、平成31年度は、潮平区域内に在る小規模保育事業の3歳児卒園後の連携施設になる予定です。</p>
<p>Q10 これまでは、教育委員会から幼稚園の入園案内が送られてきましたが、今後もこのような通知を送りますか。</p>	<p>A10 これまで通り、入園申込が始まる前に、糸満市内にある保育施設等の案内通知を対象世帯に送付します。 また、市の広報誌やホームページにも入園申込に関する情報を掲載します。入園申込に関しては、新規申込みの方は市役所まで申込用紙を受け取りに来所していただくか、糸満市のホームページから様式をダウンロードのうえ、印刷してご利用いただくこととなります。</p>
<p>2. 給食提供に関する質疑</p>	
<p>Q1 認定こども園では、給食の提供はありますか。</p>	<p>A1 給食の提供は、ケータリング業者による外部搬入を予定しております。</p>

※類似している質疑に対しては集約してありますので、ご了承ください。

認定こども園移行に向けた現状と課題

1 良質かつ適切な教育・保育の提供体制

現状	課題	取組
<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育教諭等の正職員比率が低く、質の維持・向上が困難 ・ 保育教諭等の職員不足による定員割れ発生 ・ 保育教諭等の職員不足により研修に派遣する体制が長期的に未整備な状態 ・ 保育教諭等の職員不足により障害のある子、気になる子への受け入れ困難 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 正職員比率の向上による教育・保育の質の向上 ・ 障害のある子、気になる子に対する特別支援保育実施体制の整備 ・ 臨時職員の新規採用、離職防止策の強化 ・ 研修に派遣する体制の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市直営の認定こども園6施設に集約化し、正職員の再配置を図る ・ 各クラスの担任に正職員を副担任に臨時職員を配置 ・ 賃金アップ等の処遇改善の実施による臨時職員の新規確保及び離職防止

2 給食の提供

(現状)

公立幼稚園7か所の内、3幼稚園（兼城・糸満南・西崎）へは市給食センターより、4幼稚園（糸満・米須・潮平・光洋）へは民間ケータリングより週3日提供している。

(認定こども園に市給食センターより給食提供を行う場合の課題)

- ・ 食器類が増えるため、保管場所、消毒機等を増設する必要があるが、現施設では敷地が狭く、保管場所等を増設できる場所がないため、現在の提供数以上の給食提供は困難である。
- ・ 土曜日に害虫駆除、夏休み期間中に機械類のメンテナンスや修繕等の作業を実施しており、作業期間中は2号、3号幼児への給食の提供が困難となる。
- ・ 大量調理施設のため小・中学校と同じメニューしか作ることができず、3歳児への提供（食材を刻むなど手を加えること）が困難である。
- ・ 午後は、食器回収や洗浄作業があるため、おやつを作る時間と場所の確保が困難である。

(今後の見通し)

市給食センターより給食提供を行う場合の課題より、当面、民間ケータリングで給食提供をすることとし、今後については、色々な方面から検討を行っていく。

3 施設の整備

(1) 兼城こども園

- 既存座波保育所を0歳児から5歳児まで認定こども園にすることにより、乳幼児の運動機能の発達を促したり、また、遊びの活動を行うには、現状の園庭は狭あいである。
- 既存座波保育所の増改築後、利用児童の増加による調理室の拡張が必要である。
- 利用者送迎時には保育所周辺の道路沿いに駐車しているため、交通渋滞を招いている。行事の時には、地域住民から苦情がある。

(2) 潮平こども園

- 園敷地内に駐車場が無い場合、登園降園時間帯に路上駐車が常態化し、地域住民から苦情がある。
- 認定こども園移行に伴い、校区外の園児受け入れによって、更に車の送迎が増え、渋滞の悪化が想定される。
- 園庭が他のこども園に比べて狭い。

糸満市幼保連携型認定こども園の公募について

1. 公募の趣旨

糸満市では、保育施設待機児童の解消と、子育て家庭の就労形態等による多様な教育・保育ニーズに対応するため、糸満市立幼稚園・保育所の認定こども園移行等に関する方針に基づき、幼保連携型認定こども園の設置・運営を行う事業者を募集する。

2. 募集する認定こども園

(仮称) 光洋こども園 (公私連携幼保連携型認定こども園)

(仮称) 米須こども園 (幼保連携型認定こども園)

3. 公募から運営開始までにスケジュール

(仮称) 光洋こども園	
平成 29 年 5 月 18 日 (木)	募集要項等配布開始
平成 29 年 5 月 26 日 (金)	受付開始
平成 29 年 7 月 14 日 (金)	募集締切
平成 29 年 7 月 28 日 (金)	1 次審査
平成 29 年 8 月 2 日 (水)	2 次審査 (現場視察)
平成 29 年 8 月 8 日 (火)	応募事業者プレゼンテーション 優良事業候補者の選定
平成 29 年 8 月下旬	選定結果通知・仮協定の締結
平成 29 年 9 月議会	議会付議事項の提案
平成 29 年 9 月下旬	協定締結・公私連携法人の指定
平成 29 年 10 月～平成 30 年 3 月末	引継期間、認可・確認手続き等
平成 30 年 4 月 1 日までに	運営開始

(仮称) 米須こども園	
平成 29 年 5 月 17 日 (水)	募集要項等配布開始
平成 29 年 5 月 24 日 (水)	受付開始
平成 29 年 8 月 16 日 (水)	募集締切
平成 29 年 8 月下旬	1 次審査
平成 29 年 9 月上旬	2 次審査 (現場視察)
平成 29 年 9 月中旬	応募事業者プレゼンテーション
平成 29 年 9 月下旬	最終選考
平成 29 年 10 月上旬	選定結果通知
平成 29 年 10 月以降	認可・確認手続き及び補助金申請手続き等
平成 31 年 1 月～3 月までに	引継期間
平成 31 年 4 月 1 日までに	運営を開始

糸満市立幼稚園・保育所の認定こども園移行等に関する方針イメージ図

平成 29 年 4 月

平成 30 年 4 月

平成 31 年 4 月

☆認定こども園

- 公設公営型(2) 喜屋武こども園
真壁こども園

☆幼稚園

- 公設公営型(7) 兼城幼稚園
糸満南幼稚園
西崎幼稚園
潮平幼稚園
光洋幼稚園
糸満幼稚園
米須幼稚園

☆保育所

- 公設公営型(3) 座波保育所
糸満保育所
米須保育所

☆認定こども園

- 公設公営型(6) 喜屋武こども園 (0~5 歳児)
真壁こども園 (0~5 歳児)
兼城こども園
・園舎 A (0~3 歳児)
・園舎 B (4~5 歳児)
糸満南こども園 (3~5 歳児)
西崎こども園 (3~5 歳児)
潮平こども園 (4~5 歳児)
- 公設民営型(1) 光洋こども園 (3~5 歳児)
- 民設民営型(1) 糸満ちくば第 2 こども園 (0~5 歳児)

☆幼稚園

- 公設公営型(1) 米須幼稚園

☆保育所

- 公設公営型(1) 米須保育所

☆認定こども園

- 公設公営型(6) 喜屋武こども園 (0~5 歳児)
真壁こども園 (0~5 歳児)
兼城こども園 (0~5 歳児)
糸満南こども園 (3~5 歳児)
西崎こども園 (3~5 歳児)
潮平こども園 (3~5 歳児)
- 公設民営型(1) 光洋こども園 (3~5 歳児)
- 民設民営型(2) 糸満ちくば第 2 こども園 (0~5 歳児)
米須こども園 (0~5 歳児)

